



三重県公報

平成30年10月16日（火）

第 3049 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
656	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
657	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
658	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	2
659	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(漁業環境課)	2
660	同件	(同)	2
661	同件	(同)	3
662	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定	(同)	3
663	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(同)	5
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	6

告 示

三重県告示第 656 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	アクア薬局 桜島店	鈴鹿市桜島町 4-3-8		薬局	平成 30 年 10 月 1 日
薬局	イオン薬局伊勢店	伊勢市楠部町乙 160-2		薬局	平成 30 年 10 月 1 日
薬局	ダリヤ元町薬局	四日市市元町 4-8		薬局	平成 30 年 9 月 1 日
薬局	高村調剤薬局	伊勢市楠部町 202 番地 12		薬局	平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 657 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	たかはし調剤薬局	しょうなん調剤薬局江場店	たかはし調剤薬局		薬局	平成 30 年 1 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 四日市西店	四日市市高角町 691-1	四日市市高角町 696-1		薬局	平成 30 年 4 月 1 日

三重県告示第 658 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退 年 月 日
薬局	つじさい薬局大淀寺前店	多気郡明和町大淀字寺前 2418-7		薬局	平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 659 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 15 年三重県告示第 698 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「大曾根漁業協同組合」を「三重外湾漁業協同組合のうち大曾根」に改める。

三重県告示第 660 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 23 年三重県告示第 476 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

尾鷲区域 (尾鷲漁業協同組合のうち尾鷲の地区)	を に改める。	尾鷲区域 (三重外湾漁業協同組合のうち尾鷲の地区)
行野浦区域 (尾鷲漁業協同組合のうち行野浦の地区)		行野浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち行野浦の地区)
尾鷲湾区域 (尾鷲漁業協同組合のうち尾鷲及び行野浦の地区及び大曾根漁業協同組合の地区)		尾鷲湾区域 (三重外湾漁業協同組合のうち尾鷲、大曾根及び行野浦の地区)
早田区域 (尾鷲漁業協同組合のうち早田の地区)		早田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち早田の地区)
九鬼・早田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち九鬼の地区及び尾鷲漁業協同組合のうち早田の地区)		九鬼・早田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち九鬼及び早田の地区)

三重県告示第 661 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 24 年三重県告示第 57 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「海野漁業協同組合」を「三重外湾漁業協同組合」に改める。

三重県告示第 662 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 118 条第 1 項の規定により一定の水域を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定（平成 25 年三重県告示第 646 号）は、廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

法第 114 条に掲げる養殖業

かき養殖業

加入区の名称	区域	備考
かき第 1 加入区	三重区第 4001 号及び三重区第 4002 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（小浜）
かき第 2 加入区	三重区第 4003 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（鳥羽）
かき第 3 加入区	三重区第 4004 号及び三重区第 4005 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（坂手）
かき第 4 加入区	三重区第 4006 号、三重区第 4007 号及び三重区第 4008 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（桃取町）
かき第 5 加入区	三重区第 4009 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（和具浦・答志・桃取町）

かき第 6 加入区	三重区第 4010 号、三重区第 4011 号、三重区第 4012 号、三重区第 4013 号及び三重区第 4014 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（安楽島）
かき第 7 加入区	三重区第 4015 号、三重区第 4016 号、三重区第 4017 号、三重区第 4018 号、三重区第 4019 号、三重区第 4020 号、三重区第 4021 号、三重区第 4022 号及び三重区第 4023 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（浦村）
かき第 8 加入区	三重区第 4024 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（相差）
かき第 9 加入区	三重区第 4025 号、三重区第 4026 号及び三重区第 4027 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（畔蛸）
かき第 10 加入区	三重区第 4028 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（千賀）
かき第 11 加入区	三重区第 4029 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（千賀堅子）
かき第 12 加入区	三重区第 4030 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（的矢・三ヶ所・渡鹿野）
かき第 13 加入区	三重区第 4031 号、三重区第 4032 号、三重区第 4033 号及び三重区第 4034 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（的矢）
かき第 14 加入区	三重区第 4035 号及び三重区第 4036 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（的矢）
かき第 15 加入区	三重区第 4037 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（飯浜）
かき第 16 加入区	三重区第 4038 号及び三重区第 4039 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（坂崎）
かき第 17 加入区	三重区第 4040 号及び三重区第 4041 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（三ヶ所）
かき第 18 加入区	三重区第 4042 号、三重区第 4043 号及び三重区第 4044 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（渡鹿野）
かき第 19 加入区	三重区第 4045 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（国府）
かき第 20 加入区	三重区第 4046 号、三重区第 4047 号及び三重区第 4049 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（立神）
かき第 21 加入区	三重区第 4052 号、三重区第 4054 号及び三重区第 4055 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神明）
かき第 22 加入区	三重区第 4056 号、三重区第 4057 号、三重区第 4058 号、三重区第 4059 号、三重区第 4060 号、三重区第 4061 号及び三重区第 4062 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（鶴方）
かき第 23 加入区	三重区第 4066 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（大王船越）
かき第 24 加入区	三重区第 4078 号及び三重区第 4082 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（浜島）
かき第 25 加入区	三重区第 4079 号及び三重区第 4080 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（迫子）
かき第 26 加入区	三重区第 4081 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（桧山路）
かき第 27 加入区	三重区第 4083 号及び三重区第 4085 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦）
かき第 28 加入区	三重区第 4084 号及び三重区第 4086 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦）
かき第 29 加入区	三重区第 4088 号、三重区第 4089 号、三重区第 4090 号、三重区第 4091 号及び三重区第 4092 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神原）
かき第 30 加入区	三重区第 4087 号、三重区第 4093 号、三重区第 4094 号及び三重区第 4095 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（五ヶ所浦）
かき第 31 加入区	三重区第 4096 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（中津浜浦）
かき第 32 加入区	三重区第 4097 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（南勢船越）

かき第 33 加入区	三重区第 4098 号及び三重区第 4099 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（礫浦）
かき第 34 加入区	三重区第 4099 号、三重区第 4100 号、三重区第 4101 号及び三重区第 4102 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（迫間浦）
かき第 35 加入区	三重区第 4104 号、三重区第 4105 号及び三重区第 4106 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（阿曾浦）
かき第 36 加入区	三重区第 4107 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（贅浦）
かき第 37 加入区	三重区第 4108 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神前浦）
かき第 38 加入区	三重区第 4109 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（方座浦）
かき第 39 加入区	三重区第 4111 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（錦）
かき第 40 加入区	三重区第 4112 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（長島町）
かき第 41 加入区	三重区第 4113 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（海野）
かき第 42 加入区	三重区第 4114 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（矢口浦）
かき第 43 加入区	三重区第 4115 号、三重区第 4116 号及び三重区第 4117 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（引本）
かき第 44 加入区	三重区第 4118 号、三重区第 4119 号及び三重区第 4120 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（渡利）
かき第 45 加入区	三重区第 4121 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（大曾根）
かき第 46 加入区	三重区第 4122 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（九鬼）
かき第 47 加入区	三重区第 4123 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（古江）

三重県告示第 663 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

ほたて貝等養殖の表中

「

特定ほたて 海野加入区	海野漁業協同組合のうち海野の地区
----------------	------------------

」

を

「

特定ほたて 海野加入区	三重外湾漁業協同組合のうち海野の地区
----------------	--------------------

」

に改める。

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成 30 年 10 月 5 日から平成 31 年 9 月 13 日まで
- 3 作業地域
津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成 30 年 10 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び桑名市都市整備部都市整備課
- 4 縦覧期間
平成 30 年 10 月 16 日から同月 30 日まで

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
